

令和 4 年 第 11 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 11 月 10 日

柳川市農業委員会

# 第10回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月10日 午後2時00分～午後2時38分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 14名 欠席者 4名

議 題 議案第58号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第61号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地改良行為届出書について

その他

農業委員

出席委員（14名）

2番 高田 一利  
5番 古賀 勝次  
7番 大淵 秀樹  
9番 藤木 邦彦  
12番 松藤 一利  
15番 河口 隆光  
17番 阿志賀 一喜

3番 亀崎 忠治  
6番 椛島 練二  
8番 三小田 由勝  
10番 田中 満義  
14番 島添 茂樹  
16番 園田 清美  
19番 山田 善治

欠席委員（4名）

4番 吉丸 隆吉  
13番 松藤 和彦

11番 松藤 政義  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

推進委員

出席委員（16名）

藤吉利 広  
椛島 一晴  
古賀 宏義  
櫻木 利和  
高口 勇晴  
松藤 稔  
原 壽利  
吉開 健

亀崎 壽満  
梅崎 直祝  
野口 秀一  
米田 秀俊  
平川 貴大  
浦 幸之助  
三浦 榮一  
江口 克子

欠席委員（3名）

龍 繁樹  
鶴田 信行

藤木 二三男

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也  
事務局次長 岡 本 斉 直  
書 記 田 中 道 博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、第11回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願ひいたします。

### ○議長（山田善治君）

1年中で過ごしやすいい季節になりました。天気にも恵まれて、大豆のほうもさばけております。豊作であればいいけどと思っております。

本日の出席委員は14名、定足数であります。また、16名の推進委員の方に御出席していただいております。よって、ただいまから令和4年第11回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。議案書を御覧ください。

---

令和4年

### 第11回柳川市農業委員会総会議案

#### 議案第58号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

#### 議案第59号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

#### 議案第60号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

#### 議案第61号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

#### 報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

### 3. 農地改良行為届出書について

その他

令和4年11月10日提出

柳川市農業委員会会長 山田善治

---

#### ○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第58号から議案第61号までの4件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、3番亀崎忠治委員、17番阿志賀一喜委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

#### ○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

---

#### 議案第58号

##### 1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積479平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,056平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積839平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,534平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

#### ○事務局（岡本齊直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号4番は、父の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第58号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第58号については、提案どおり

承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

#### ○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

---

#### 議案第59号

##### 1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積915平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、事務所、駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積334平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積344平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積251平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積165平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

4ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積475平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸資材置場、貸駐車場。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,979平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、倉庫及び駐車場。

## ○事務局（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が事業用の事務所及び駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は祖母から孫への贈与。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は、祖母から孫への贈与。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は使用貸借権の設定。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が、来客、従業員用の駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇が、自らが代表取締役を務める〇〇へ貸し出す、貸資材置場・貸駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号7番は、譲受人、〇〇が、事業用の倉庫及び駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は賃貸借権の設定。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、2番、4番、5番、7番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、1番及び5番は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、2番、4番は集落接続のため、7番は既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、柳川市役所三橋庁舎から300メートル以内のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号6番の農地区分は、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第59号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第59号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第60号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第60号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,181平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,947平米。申出人、〇〇。理由、

経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,086平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は昭代地区、3番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。

議案第60号の申請番号1番と2番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの7名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第60号については、先ほどの7名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第61号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

---

議案第61号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の、2枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年11月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積35,020平米、筆数21筆。売り手7名、買い手5名。

続きまして、別紙の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,020平米、外2筆、合計2,633平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年11月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外6件です。

続きまして、A4サイズ4枚、A3サイズ4枚のつづりの農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年11月11日。

1. 利用権設定関係。

こちらにつきましては、合計部分のみを朗読しますので、No.7/7ページの合計欄を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和4年11月15日。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積、952,459.24平米。筆数、563筆。関係農家数、貸し手、253戸、借り手、166戸。外4項目となっております。

詳細につきましては、別紙のA3用紙の各筆明細のとおりです。後ほどお読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第61号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第61号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,500平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。外27件です。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,706平米、外2筆、合計10,315平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。外4件です。

続きまして13ページ、次ページを御覧ください。

---

報 告

3. 農地改良行為届出書について

下記農地について農地改良届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積526平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、タマネギ、ジャガイモ。備考、盛土高、50センチ。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、先ほどあっせん委員に指名をされました推進委員の皆さんのほうには、後ほど資料をお渡ししますので、よろしく願いいたします。

それから来月の12月総会の日時でございます。

12月9日金曜日になりますけれども、金曜日午後2時から、またこちらの会場で開催しますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これもちまして、令和4第11回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時38分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年11月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会 議 録 署 名 委 員 亀 崎 忠 治

〃 阿志賀 一 喜